最終更新日：2015年6月29日

高圧ガス工業株式会社
取締役社長　竹内　弘幸
問合せ先：取締役管理本部長　松井　良祐
証券コード：4097
http://www.koatsugas.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、地域社会、従業員など多くの関係者の期待に応え、社会の信頼と共感を得られる企業であるために、また、健全な企業として存続していくために、企業価値の向上を目指して努力しております。企業価値の向上には、収益力や業容の拡大による事業基盤の拡大のみならず、経営上の諸問題を自ら適正に解決、改革していく経営管理組織の存在が不可欠であり、そのためにもコーポレート・ガバナンス体制の整備と強化に真摯に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
電気化学工業株式会社	6,906,198	12.42
こうあつ共栄会	6,173,553	11.10
共栄火災海上保険株式会社	4,003,000	7.20
大陽日酸株式会社	3,142,000	5.65
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,717,000	4.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,471,427	4.44
高圧ガス社員持株会	1,758,050	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,433,000	2.57
北陸工業瓦斯株式会社	886,000	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	847,000	1.52

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉高　紳介	他の会社の出身者								○			
笹野　哲郎	弁護士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉高　紳介		電気化学工業（株）　代表取締役社長兼社長執行役員	電気化学工業株式会社の代表取締役であり、会社経営についての豊富な知識と経験に基づいた客観的な視点からの助言や意見をいただけるからであります。
笹野　哲郎	○	弁護士	長年にわたる当社顧問弁護士としての経験から当社の事業内容に精通しており、また、弁護士として培われた豊富な専門的知識と経験により、客観的な視点からの助言を期待できるからです。上記aからjのいずれにも該当せず、一般株主と利害相反の生じるおそれもないことから、独立役員に指定しました。平成6年11月から平成27年3月まで当社の顧問弁護士であり、当社から顧問料を支払っていましたが、多額ではなく独立性の判断に影響を与えるものではありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室の監査計画、監査の実施内容及び監査結果について適時に説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を実施し相互の連携をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
狩野　仁	他の会社の出身者										△			
川端　世輝	他の会社の出身者										△			
山崎　勇	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狩野　仁	○	独立役員	長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社で証券代行業務に携わられた経歴があり、企業のガバナンスについて高い見識と豊富な経験を有していることから、当社のガバナンスの強化に繋がる専門的な視点からの監査が期待できることから独立役員に指定しました。
川端　世輝		電気化学工業（株）　相談役	電気化学工業株式会社の元代表取締役であり、会社経営についての豊富な知識と経験に基づいた客観的な視点からの監査をしていただけるからであります。
山崎　勇	○	弁護士	長年にわたる当社顧問弁護士としての経験から、当社の事業内容に精通しており、また弁護士として培われた豊富な専門知識と経験により、客観的な視点での監査を期待できることから独立役員に指定しました。なお、平成12年6月から平成23年3月まで当社の顧問弁護士であり、当社から顧問料を支払っていましたが多額ではなく、独立性の判断に影響を与えるものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与により付与しているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の報酬等の総額
　取締役　12名　277,550千円
　監査役　 4名　 66,200千円
　うち社外役員　4名　45,600千円
（注）　上記報酬等の総額には、第82期定時株主総会において決議された役員賞与55,000千円を含めています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

　役員報酬額については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの限度額を決定しています。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

　特にありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

　当社は、監査役・監査役会設置会社であり、当社の業務執行は、法務に関する専門的知識や当社の事業内容や業界についての知見・識見を有し、かつ経営に関する知識や経験が豊富な社外取締役が監視し、また、企業ガバナンスと法務に関する専門的知見や経営に関する豊富な知識・経験を有する社外監査役及び社内出身の監査役が内部監査室等と連携を保ちながら客観的な見地から監査することにより、適正な監督と監視が可能となるような経営管理組織を採用しています。
　各機関の活動状況は、「取締役会」は原則として年7回、必要に応じて臨時に開催しています。取締役のうち2名は、社外取締役であり、2名の社外取締役のうち1名は、当社の議決権の12.5%を保有する株主である電気化学工業（株）の代表取締役であります。社外取締役には、客観的かつ公正な観点から意見を述べることによる監督機能の発揮が期待されますが、その実効性を確保するには、当社の事業内容や業界についての知見・識見を有し、また、経営に関する知識や経験が豊富であることが重要な資質であり。当社の社外取締役として適任であると判断しています。他の1名は、弁護士として豊富な専門的知識を有するほか、当社の事業内容にも精通しており、特定の利害関係に偏ることのない客観的な視点からの意見を期待できることから独立役員に指定しています。
　また、経営環境の変化に柔軟、かつ迅速に対応し、経営の効率化と適法性を確保するため、代表取締役、業務担当取締役及び監査役ならびに執行役員で構成する「経営会議」を必要に応じて随時開催し、重要事項について協議するとともに、企業倫理の徹底、内部統制の実施及び評価、環境保全、保安・安全対策等に関する事項を諮り、業務全般に関連する法令等の遵守はもとより社会的な倫理規範の遵守に努めています。
　なお、執行役員は、「取締役会」の決定に従って業務執行を行ない、業務執行に関する意思決定と業務執行との連携をはかっています。
　取締役の業務執行の客観的な観点からの監督は、監査役4名により行なっています。そのうち3名が社外監査役であります。3名の社外監査役のうち1名は、長年にわたり証券代行業務に携わられ、企業ガバナンスについて高い見識と豊富な知識を有しており、また1名は弁護士として、豊富な専門的知見を有しており、それぞれ独立役員に指定しています。特定の利害関係に偏ることのない客観的で公正な監査が期待できます。他の1名は、非常勤の社外監査役であり、当社の議決権の12.5%を保有する株主である電気化学工業（株）の元代表取締役であります。
業界及び当社の事業内容に精通し、経営に関する豊富な知識経験に基づいた客観的な観点から、実効性の高い監査を行なっています。
　監査役は取締役会、経営会議など重要会議への出席、担当部署に対するヒヤリング、子会社への往査、会計監査人からの監査結果の聴取ならびに意見交換、内部監査室との連携などを通じて機能が強化され、業務執行の妥当性・適法性について監査を行なっています。
　また、監査役が求めた場合は、監査を補助すべき使用人を置き、取締役の指揮命令からの独立性を確保します。
　各監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議へ出席し、取締役の職務遂行を監査するとともに適時適切な意見を述べるなど監査体制を整えています。
　また重要な決議書類の閲覧を行ない、その内容の確認をしています。子会社については、必要に応じ取締役ないし当社の担当取締役から職務の執行状況等を聴取しています。
　監査役の職務の執行について生ずる費用は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求により支払います。
　会計監査人につきましては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。監査法人及び当社監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。
　コンプライアンス体制につきましては、企業倫理委員会を設置し、全ての役員及び従業員が遵守すべき規範を「コンプライアンス基本規定」に具体的に定め、啓蒙活動を継続して行ない、コンプライアンスへの意識と関心を高める努力をしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は上記のように監査役会設置会社として取締役会を中心に、執行役員制度の導入と合わせ有効なガバナンス体制を構築しており、当社の事業内容及び子会社を含めた事業領域において適正なものと考えております。また、監査役4名のうち3名が社外監査役であり、年7回開催される取締役会に出席しているほか、経営者との情報交換を行ない、また常勤監査役が、意思決定に関わる機関である経営会議に出席することにより、経営全般の状況を把握することで取締役の業務執行の監査が有効になされていると判断しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方

当社は、経営環境の変化や将来のリスクに柔軟に対応し、健全で効率的な経営を行なうため、法令遵守、リスク管理、業務の効率化、適正な財務諸表の作成などを目的とする経営管理組織を整備し、チェック体制の効果的な運用により経営目的の達成と企業の存続をはかります。

2．整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づいて「内部統制システムの構築」について、取締役会で決議を行なっており、その決議内容と整備状況は次のとおりであります。

(1)取締役及び執行役員ならびに使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、経営理念、企業倫理行動指針に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。

法的要求事項を遵守するため、当社の企業倫理委員会が、コンプライアンス基本規程に基づき、コンプライアンスに係る全社的な管理ならびに啓発・教育を行なう。

法令違反等コンプライアンスに係る問題の早期発見と是正をはかるため、外部の窓口に直接通報できるグループ内の通報制度を設置する。

取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から職務の執行を監督する。また、監査役、社外役員の意見を得て監査、監督の客観性と有効性を高める。

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である内部監査室を設置し、内部統制に係る業務及びリスク管理の適正性と有効性を評価する。また内部監査室は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制報告書」の作成を目的とした、統制活動の整備・運用状況の検討・評価を行ない、その結果を代表取締役ならびに常勤監査役に報告する。

反社会的勢力の介入防止のため、企業倫理行動指針で反社会的行為への関与を禁止し、反社会的勢力との一切の関係遮断のための体制を整備する。

(2)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、その他重要な会議における情報、取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書または電磁的記録媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。

取締役、監査役、内部監査室が、これらの文書等の閲覧を要請した場合は、直ちに提出できる体制とする。

法令または証券取引所の規則等に基づいて開示すべき情報については、適正性の確保をはかり、速やかに開示する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループに発生することが想定されるリスクの監視及び対応は、リスク管理規程に基づき、経営会議が行なうものとし、リスクの洗い出しとその軽減をはかる。

企業活動に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象の発生時には、非常事態対策規程等に基づいて対策本部を設置し、対策本部長として代表取締役社長が指揮命令を下し、その対応にあたる。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

意思決定機関である取締役会とは別に、取締役及び監査役ならびに執行役員で構成する「経営会議」を設置し、業務執行に係る重要事項について検討・協議することにより、取締役会の意思決定の迅速化をはかる。

組織規程及び職務分掌規程に定める各組織単位の責任業務と役職員の職務権限の合理的な配分により、職務執行の効率化をはかる。

取締役会及び経営会議は、経営効率を阻害する要因の排除・低減等により、全社的な業務の効率化をはかる。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体のコンプライアンスやリスク管理に関する諸施策は、グループ会社各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社のグループ会社責任部門・管理責任部門がその状況を監査する。

当社は、関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社に対してその業績状況・決算状況等を定期的・継続的に報告させる。

当社は、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行ない、連結業績向上に資するよう、グループ会社を支援・指導する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性に関する事項

監査役から監査を実行的に行なうための補助使用人の選任要請があった場合は、監査役スタッフとして補助使用人を置く。

当該補助使用人は監査役スタッフとしての業務に関し、監査役の指揮命令を受ける。

(7)取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

監査役は、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人、ならびに監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行なう機会を確保する。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行なう。

当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合またはその恐れがある場合は、監査役にその内容を報告する。

監査役は、監査役と当社グループ会社の監査役との連携及び当社グループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保する。

監査役は、重要な会議の議事録、その他重要書類（電磁的記録を含む）をいつでも閲覧することができる。

当社は、監査役への報告を行なった当社及び当社グループ会社の役職員に対して、不利益な取扱いを行なわない。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求により支払う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、当該勢力による被害を防止する観点から、当社コンプライアンス体制の基盤である「企業倫理行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決します。」と基本指針として定めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
(1)適時開示の基本的な方針
　当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行なえるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでいます。

(2)適時開示の手続き
(イ)経営に関する諸問題は先ず「経営会議」(メンバー　常勤取締役・執行役員及び常勤監査役)に諮られ、検討討議の結果、取締役会の決議を必要とするような重要事項等については情報管理に関し常に注意を促しながら「取締役会」(メンバー　取締役及び監査役)において再度検討討議を行ない、情報開示については遺漏がないように情報管理統括責任者に一元化しています。

(ロ)情報管理統括責任者は情報管理部門の各セクションに情報管理責任者を定め、各責任者及び監査役とで構成する情報管理連絡会を必要に応じて招集しています。

(ハ)情報管理連絡会は関連情報を関係法規、諸規則等に照らし、会計監査人及び証券取引所と十分協議のうえ開示情報は速やかにその手続きをとっています。

(ニ)情報管理統括責任者及び情報管理責任者は適切な情報管理の徹底に努めています。

適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

記

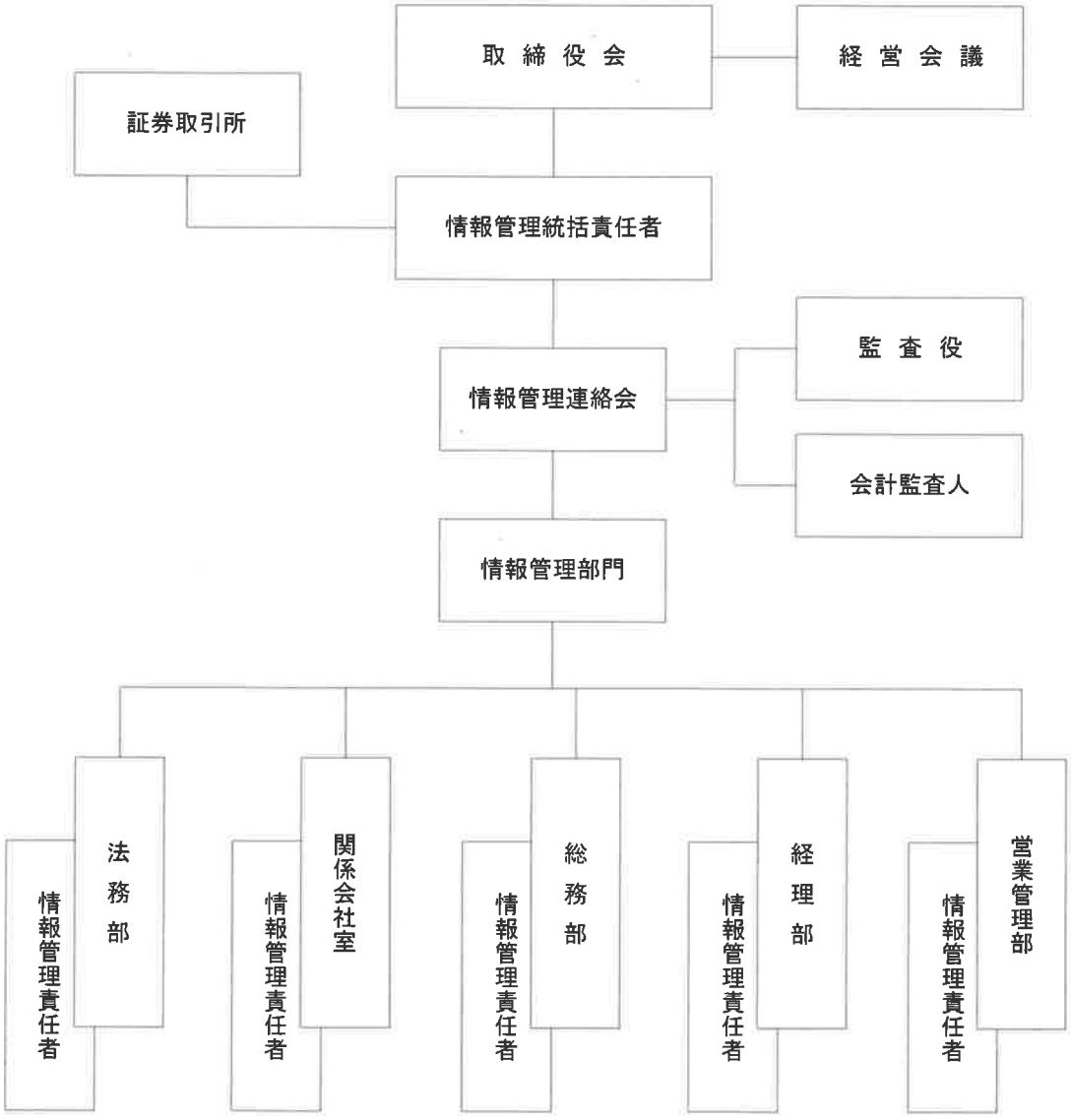

以　上